

相続配偶者に「居住権」

民法改正へ 遺産分割で優遇

法制審議会(法相の諮問機関)の民法部会は16日、遺産分割の際、配偶者が自宅に住み続けることができる「配偶者居住権」の創設を盛り込んだ民法改正などの要綱案をまとめた。死別して残された配偶者が、その後も安定した生活を送れるよう配慮する狙いがある。法務省は22日召集の通常国会に民法など関連法の改正案を提出する方針で、成立すれば1980年以後の相続制度の抜本改正となる。

遺産分割は、亡くなった被相続人が保有していた預貯金や不動産などの遺産を相続人で分ける制度だ。夫が亡くなり、妻と子どもが相続人の場合、2分の1ずつ分割することになる。

現行法では、居住用の土地・建物は遺産分割の対象で、自宅以外にめぼしい財産がなければ、残された配偶者が遺産分割のために自宅の売却や退去を迫られるケースがあった。

要綱案では、こうした事態を避けるため、遺産分割の協議が終わるまでは配偶者が無償で住み続けられる「短期居住権」を設けた。

また、配偶者の遺産の取り分の選択肢として、終身または一定期間居住できる「配偶者居住権」を新設した。住宅の権利を所有権と居住権に分割するもので、

居住期間は遺言や遺産分割の協議で決められる。

配偶者は居住権を取得すれば、自宅が子どもや他人の所有になっても住み続けられる。居住権は建物に住むだけの権利で、評価額は配偶者の年齢の平均余命などから算出する。高齢なほど評価額が低く抑えられ、預貯金などの取り分を多く確保することができる。

配偶者の居住権を保護

- ◆配偶者が遺産対象の建物に住んでいる場合、遺産分割が終了するまでは無償で住めるようにする
- ◆遺産分割の選択肢として、配偶者が遺産の建物に終身・一定期間住み続ける「配偶者居住権」を創設

遺産分割における配偶者保護

- ◆結婚20年以上の夫婦なら、配偶者が生前贈与や遺言で譲り受けた住居は遺産分割の対象から除外

遺言制度の見直し

- ◆自筆の遺言書を法務局で保管する制度を創設
- ◆自筆の遺言書に添付する財産目録は自筆でなくても、パソコンなどで作成可能

相続関係の民法改正の要綱案の主なポイント

さらに、結婚から20年以上に上連れ添った夫婦の場合、配偶者が遺言や生前贈与で譲り受けた土地・建物は、遺産分割の対象から除外することも盛り込んだ。この場合、配偶者は住居を離れる必要がないだけでなく、他の財産の配分が増え、老後の生活の安定につながる。

また、これまで遺言で不動産を相続した場合、登記をしなくても権利の取得を主張できたが、所有者不明の土地が増えていることから、今後、法定相続分を超える分は登記がなければ主張できないようにする。要綱案ではほかに、各自

で保管しなければならなかった自筆の遺言書を法務局に保管できる制度を創設する。これまでは遺言書の保管場所が分からなくなり、相続から何年も経過した後に見えなくなるなどして、遺産分割協議がやり直しになるなどの課題があった。一方、相続の権利がない

親族でも介護などに尽力した場合、相続人に金銭を請求できる制度の新設なども盛り込まれた。

老後の住居 安定図る

約40年ぶりとなる相続制度の大幅見直しは、高齢化社会の急速な進展が背景にある。残された配偶者が長生きするケースが増加しているほか、子どもが親と同居しない家族も増えており、収入を得ることが難しい高齢の配偶者の処遇改善は喫緊の課題だ

配偶者居住権の新設は、配偶者が遺産分割のために家屋の売却や退去を迫られる事態を防ぐことにつながる。効果が期待される。ただ今回、事実婚などの相手は含まれておらず、家族の多様化が進む現代に即した改正が今後の検討課題だ。

増加する相続紛争の解決に向け、自筆の遺言書を法務局が保管する制度の創設も盛り込まれた。法務局は遺言書を預かる際、署名・押印などを確認する方針で、遺言書の無効を一定程度防ぐことが期待できる。相続する人もされる人も高齢化しつつある近年、被相続人が元気づち相対について家族で話し合うこと、そして、社会情勢に合わせた見直しが必要とされる。これが重要だ。